

## —政策関連—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第 521 号 )

## —当局政策関連—

年初以来、中央政府は新型コロナウイルスの感染の影響を最小限に抑えるために各種支援策を発表しております。地方政府も、中央政府の方針に基づき、現地の状況に合わせた関連措置を引き続き打ち出しており、中国全土における操業再開の更なる拡大や、スポーツ等公開イベントにおける制限付き観客入場の容認などの動きが見られております。

ここでは当局政策の中で、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

**【政府当局の主な政策動向】**

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国銀行保 險監督管理 委員会	<p>保険資金による DES 投資スキームへの投資関連事項に関する中国銀保监会并公庁の通知 銀保監弁発 [2020] 82 号 (2020. 9. 9)</p> <p>中国银保监会办公厅关于保险资金投资债转股投资计划有关事项的通知 银保监办发 (2020) 82 号 <a href="http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=927757&amp;itemId=928&amp;generaltype=0">http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=927757&amp;itemId=928&amp;generaltype=0</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保険資金は金融資産投資会社が組成したDES（デットエクイティスワップ）投資スキームに投資することが可能であり、その管理は『保険資金による関連金融商品への投資に関する通知』（保監発 [2012] 91号）を適用する</li> <li>➢ 保険資金が投資するDES投資スキームは、以下の条件を満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● DES投資スキームが投資した市場原理に基づき運営するDESの資産は原則として、DES投資スキームの純資産の6割を下回ってはならない</li> <li>● DES投資スキームが投資できるその他の資産について、契約で約定した預金（譲渡性預金を含む）、標準化債権資産等の銀保监会が認めた資産が挙げられる</li> <li>● 優先劣後構造が設けられている場合、DES投資スキームは優先証券でなければならない</li> </ul> </li> <li>➢ DES投資スキームが投資したエクイティ資産が8割以上になる場合、エクイティ類資産としての運用比率の規制を適用する。それ以外のDES投資スキームは、その他の金融資産としての運用比率の規制を適用する</li> <li>➢ 保険グループ（持株会社）若しくは保険会社による同一のDES投資スキームへの投資金額は、同スキームの運用規模の5割を超えてはならない。保険グループ（持株会社）若しくは保険会社及び関係者による同一のDES投資スキームへの投資金額は合計で同スキームの運用規模の8割を超えてはならない</li> </ul>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;"><b>国務院</b></p>	<p>商事制度の改革深化による企業負担の更なる軽減や企業活性化に関する国務院弁公庁の通知 国弁発〔2020〕29号 (2020.9.10)</p> <p>国务院办公厅关于深化商事制度改革进一步为企业松绑减负激发企业活力的通知 国办发〔2020〕29号 <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/10/content_5542282.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/10/content_5542282.htm</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2020年末までに、全国各地においてオンラインによる企業設立手続きの完全対応や、所要時間の短縮化（4営業日以内）を実現する</li> <li>➢ 企業の業容拡大に便宜を図るため、企業は1つの住所（所在地）に加え、複数の営業場所を登記することを可能とする</li> <li>➢ 社名自主申請報告システムの照合力を高める。ビッグデータ、人工知能（AI）等の技術を駆使し、使用禁止・制限文字のデータベースの随時更新や、NGワードへの分析・識別力を強化する。有名企業名・商号への保護を強化し、ブランド争議処理メカニズムを構築する</li> <li>➢ 工業製品の生産許可制度の改革を推進する。鉄筋や、セメント、テレビ・ラジオ放送設備、紙幣（人民元）識別機、PC橋梁という5製品の生産許可の権限を省級市場監督管理部門に移譲する</li> <li>➢ 中国強制製品認証（CCC）の対象品目に爆発抑制装置、ガス機器及び大型冷蔵庫を組み入れ、その認証費用を公的資金で支給する。国内販売用の輸出製品に対する認証手続きを簡素化し、関連費用を引き下げる</li> </ul>
	<p>金融持株会社への参入管理の実施に関する国務院の決定 国発〔2020〕12号 (2020.9.13)</p> <p>国务院关于实施金融控股公司准入管理的决定 国发〔2020〕12号 <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/13/content_5543127.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/13/content_5543127.htm</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本決定でいう金融持株会社とは、『中華人民共和國会社法』（以下、会社法）及び本決定に基づき設立し、2つ以上の異業種金融機関を支配し、自ら事業投資のみ実施し、事業経営活動に直接参与しない有限責任公司、若しくは株式会社を指す</li> <li>➢ 本決定でいう金融機関の業種は以下のいくつかが挙げられる <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商業銀行（村鎮銀行を含まず。以下同じ）、金融リース会社（ファイナンスリース会社）</li> <li>● 信託会社</li> <li>● 金融資産管理会社</li> <li>● 証券会社、公募ファンド会社、先物会社</li> <li>● 生命保険会社、損害保険会社、再保険会社、保険資産管理会社</li> <li>● 国務院の金融管理部門が認めたその他の機関</li> </ul> </li> <li>➢ 以下の情状のいずれかがある場合、金融持株会社の設立を申請しなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配する金融機関の中に商業銀行がある場合、金融機関の総資産が5,000億元を下回らない、又は金融機関の総資産が5,000億元を下回るが、商業銀行以外の金融機関の総資産が1,000億元、或いは受託管理している総資産が5,000億元を下回らない</li> <li>● 支配する金融機関の中に商業銀行がない場合、金融機関の総資産が1,000億元、或いは受託管理している総資産が5,000億元を下回らない</li> </ul> </li> </ul>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
<p style="text-align: center;">国務院</p>	<p>金融持株会社への参入管理の実施に関する国務院の決定 国発 [2020] 12号 (2020.9.13)</p> <p>国务院关于实施金融控股公司准入管理的决定 国发〔2020〕12号 <a href="http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/13/content_5543127.htm">http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/13/content_5543127.htm</a></p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配する金融機関の総資産、若しくは受託管理している総資産は上記2つの基準に達していないが、中国人民銀行がマクロブルーデンス監督管理の要求に基づき金融持株会社の設立が必要であると判断する</li> </ul> <p>➢ 金融持株会社の設立には、会社法が定めた条件に加え、資本金（登録資本金が50億元以上、且つ傘下金融機関の登録資本金の5割以上）や、株主、経営陣、リスク管理体制などの条件を満たさなければならない</p> <p>➢ 中国人民銀行は金融持株会社の設立申請の受理日から6カ月以内に認可の可否を書面で発表しなければならない。不認可の場合、その理由を説明しなければならない</p> <p>➢ 本決定の規定に基づき金融持株会社の設立が必要である場合、本決定の施行日から12カ月以内に中国人民銀行にて申請提出が義務付けられる</p> <p>➢ 中国人民銀行は本決定に基づき金融持株会社の設立手続きなどに関する実施細則を策定する。本決定は2020年11月1日より施行する</p>
	<p style="text-align: center;">中国人民銀行</p>	<p>金融持株会社監督管理試行弁法 中国人民銀行令 [2020] 第4号 (2020.9.13)</p> <p>金融控股公司监督管理试行办法 中国人民银行令〔2020〕第4号 <a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4092987/index.htm">http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4092987/index.htm</a></p>

政府機関	政策名（公布日）	備考（趣旨）
中国人民銀行	<p>金融持株会社監督管理試行弁法 中国人民銀行令〔2020〕第4号 (2020.9.13)</p> <p>金融控股公司監督管理試行办法 中国人民銀行令〔2020〕第4号 <a href="http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4092987/index.htm">http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4092987/index.htm</a> ↓</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 金融持株会社の上級管理者は原則として、子会社（傘下の金融機関及び非金融機関）の董事と監事を兼務することができるが、上級管理者を兼務してはならない。子会社間の上級管理者の兼務は禁止される</li> <li>➤ 金融持株会社及び子会社はグループ内で顧客情報を共有する際、コンプライアンスとリスク管理関連ルールを遵守する上、顧客から承諾書、若しくは同意書を得る必要がある。金融持株会社の子会社は総合金融サービスを提供する際、顧客の知る権利と選択の権利を尊重しなければならない</li> <li>➤ 金融持株会社は同一の企業（企業集団を含む）に対する与信業務を統括し、グループ全体の信用リスク管理力を高めなければならない</li> <li>➤ 金融持株会社と子会社、子会社の間でリスク遮断体制を構築し、業務や、人事、情報、財務、インフラ及び関係会社間取引等の面でファイヤーウォールを設けなければならない</li> <li>➤ 金融持株会社と子会社の間では以下の関係会社間取引があってはならない <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株主及び顧客の権益を損なう取引</li> <li>● 当局規制をかいくぐるための取引</li> <li>● 金融持株会社の健全性を損なう第三者経由のグループ内取引</li> <li>● 傘下金融機関（ファイナンスカンパニーを除く）による親会社への融資、親会社の株主、その他の非金融機関関係者への無担保融資等の提供</li> <li>● 傘下金融機関（ファイナンスカンパニーを除く）による親会社の関係者への融資、保証の金額が、同金融機関のネットキャピタルの1割を超える、または融資、保証を受けた親会社の関係者のネットキャピタルの2割を超える（別途規定がある場合を除く）</li> <li>● 金融持株会社の子会社（ファイナンスカンパニーを除く）が親会社の株式を質物として譲り受ける</li> <li>● 金融持株会社以外に対する保証残高が金融持株会社の純資産の1割を超える</li> <li>● 中国人民銀行が禁止したその他の行為</li> </ul> </li> <li>➤ 中国人民銀行は金融持株会社の主要株主及び支配株主に対し「通貫型」（実質的支配者まで突き止める）監督管理を実施し、出資金の資金源や背景などを厳しく審査する</li> <li>➤ 本弁法は2020年11月1日より施行する</li> </ul>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部・総括チーム 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

本ビジネス・エクスプレスは原則、週次を目途に発行しております。

Copyright © 2020 Mizuho Bank (China), Ltd

1. 本件記載の情報は、法律上・会計上・税務上の助言を含むものではありません。  
法律上・会計上・税務上の助言を必要とされる場合には、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 本件記載の情報の開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。  
当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. 本件記載の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本件の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与等を行うことを禁止します。
4. 本件記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらず一切責任を負いません。